

福岡県介護保険広域連合ケアマネジメント基本方針
(第9期介護保険事業計画期間)

令和6年4月1日

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」である。保険給付は被保険者の選択に基づき、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われなければならないものであり、要支援者、要介護者の自立支援という理念に沿って検討されなければならないものである。

「ケアマネジメント」はこの基本理念を具現化していく重要な手法である。これは高齢者の状態像を適切に把握し自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供するための仕組みであり、介護保険制度の中核となるものである。

そこで、福岡県介護保険広域連合におけるケアマネジメントの基本方針を下記のとおり定める。

記

1. 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してケアマネジメントを行うこと。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行うこと。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は指定居宅サービス等事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立にケアマネジメントを行うこと。
4. 利用者の希望や課題分析の結果に基づき、広域連合及び市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護給付等対象サービス以外のサービス事業者等との連携に努めること。
5. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じること。